

東京大学グリーントランスフォーメーション戦略推進センター運営委員会規則

令和7年3月27日

東大規則第86号

沿革

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学グリーントランスフォーメーション戦略推進センター規則（令和 年東大規則第 号）第5条第2項の規定に基づき、東京大学グリーントランスフォーメーション戦略推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、東京大学グリーントランスフォーメーション戦略推進センター（以下「センター」という。）に関する次の事項を審議する。

- (1) 組織に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) その他センターの運営及び事業に関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者にセンター長が委嘱する。

- (1) 総長の指名する理事又は副学長 若干名
- (2) 副センター長
- (3) センター専任の教授、准教授及び講師
- (4) センターに関係ある学部及び研究科等の教授又は准教授 若干名
- (5) その他センター長が必要と認めた本学教職員

(任期)

第6条 前条第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、別に定める事項を除き出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

沿革

東京大学グリーントランスフォーメーション戦略推進センター運営委員会規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第3章 全学組織等

○第2節 学内共同教育研究施設

沿革情報

◆令和07年3月27日 役員会議決